

大個審答申第 147 号
令和 3 年 8 月 23 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和 2 年 4 月 22 日付け大福祉第 160 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が令和 2 年 3 月 24 日付け大福祉第 4465 号により行った開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和 2 年 3 月 10 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「2012 年以降の療育手帳の判定に関する書類一式（判定機関保有分）」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「（平成 24 年 8 月 29 日受付分）療育手帳新規交付申請書、相談記録（1～6）、同意書、前住地発行の療育手帳の写し、〇〇〇〇総合療育相談センターからの判定情報提供資料、判定書」及び「（平成 29 年 8 月 28 日受付分）療育手帳更新交付申請書、相談記録（再 1～再 4）」と特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和 2 年 3 月 30 日に本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

請求した文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

2014～2016 年の間療育手帳の判定が B 1 から A 判定に変更されているがその書類が抜けているため。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 療育手帳の判定について

療育手帳とは、発達期（18 歳まで）の知的障がいのある対象者が、一貫した指導・相談や各種の援護サービスを受けやすくするための手帳であり、障がいの程度によって療育手帳の等級が判定されるものである。

療育手帳の判定については、大阪市療育手帳交付規則（平成 23 年大阪市規則第 106 号。以下「療育手帳交付規則」という。）の第 6 条第 1 項において、「判定機関は、・・・申請書の送付を受けたときは、手帳の交付を受けようとする者について、市長が別に定める基準により、・・・判定を行う。」とし、判定の結果は、同条第 2 項において、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 障害の程度が重度である場合 A
- (2) 障害の程度が中度である場合 B 1
- (3) 障害の程度が軽度である場合 B 2
- (4) 前 3 号のいずれにも該当しない場合 非該当

と規定している。

実施機関においては、審査請求人から、平成 24 年に市外からの転入に伴う療育手帳の交付申請を受け、療育手帳交付規則第 6 条第 4 項の規定に基づき、B 1 と判定した。

その後、療育手帳交付規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 5 月に更新手続きの勧奨を行い、平成 29 年 8 月に審査請求人は支援者同行のもと区役所で療育手帳の更新申請を行った。この申請に基づき、療育手帳の判定機関である福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター（以下「リハセン」という。）が、平成 29 年 10 月に審査請求人へ判定を行うための日程調整の連絡をしたところ、審査請求人が支援者等の同行を希望し、この時点において審査請求人と支援事業者との契約状況から同行可能な支援者等がいなかったことから、判定を行うための日程が調整できなかった。

その後も審査請求人からの申出により、天王寺区役所を介してリハセンでの判定の日程調整を行っているが、審査請求人がリハセンでの判定を拒否しているため、現時点において判定に至っていない。療育手帳は更新時期を過ぎた状態であるものの、前回判定した「B 1」のままであり、審査請求人が適切な状態で療育手帳を所持しているとは言えず、引き続き区役所を窓口として調整を行っているところである。

2 本件請求に対して本件決定を行った理由

上記 1 に記載のとおり、審査請求人は平成 24 年 8 月 29 日に初めて療育手帳の申請を行い、その時に交付された療育手帳の次回判定年月が平成 29 年 7 月であったことから、平成 29 年 8 月 28 日に更新申請を行った。

そのため、実施機関において本件請求に係る保有個人情報、平成 24 年 8 月 29 日受付分の療育手帳新規交付申請書、平成 29 年 8 月 28 日受付分療育手帳更新交付申請書及びそれぞれの申請の関連文書と特定し、本件決定を行ったものであり、本件請求に対し特定できる他の保有個人情報は存在しない。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

審査請求人は、本件決定において特定した情報の他にも特定すべき情報があるはずだと主張しているのに対し、実施機関は、本件決定において特定した情報以外に特定すべき保有個人情報は存在しないと主張している。

したがって、本件審査請求の争点は、本件決定において特定した情報以外に特定すべき保有個人情報の存否である。

3 本件決定で特定した情報以外に特定すべき保有個人情報の存否について

審査請求人は、療育手帳の判定が B 1 から A に変更されていることを主張しているが、療育手帳の判定機関であるリハセンでは、平成 24 年 8 月に手帳を交付して以降、審査請求人が平成 29 年 7 月に予定していた療育手帳更新に係る判定を受けていない状況であり、審査請求人の判定の等級を B 1 から A に変更した事実はないとのことである。

当審議会としては、審査請求人の主張からは実施機関の当該主張を覆すに足る事実及び審査請求人自身が A の判定を得たとする主張の根拠は確認できず、療育手帳の交付・更新手続きの事務処理を踏まえると、本件請求に係る保有個人情報として、本件決定で特定した、転入時及び更新時期に審査請求人から提出された手帳交付申請に係る関係書類の他に特定すべき情報はないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

(参考) 調査審議の経過 令和2年度諮問受理第4号

年 月 日	経 過
令和2年4月22日	諮問書の受理
令和3年3月3日	実施機関から意見書の収受
令和3年4月23日	調査審議
令和3年6月2日	調査審議
令和3年8月23日	答申